

大阪大学コンピュータクラブ規約

第一章 総則

- 第一条 大阪大学コンピュータクラブ（以下、当部と呼ぶ）は、部の名としてこれを称し、大阪大学学部生および大学院生により構成される。
- 第二条 当部は、コンピュータに関連する多種多様な事柄を通じ、部員相互の技能向上、並びに親睦を図り、以て人格形成に寄与し、健全な学生としての成長を促すことを目的とする。
- 第三条 当部は前項の目的を達成するため、次のような行動を行う。
- 一、各種技能向上のための研究と調査
 - 一、部員相互の親睦を深めるための合宿
 - 一、大学祭への参加
 - 一、他大学の志を同じくする団体との交流、その他

第二章 組織

- 第四条 当部は役員会を有する。
- 第五条 当部は部会を有する。
- 第六条 当部は班を有する。

第三章 役員会

- 第七条 当部は、部の運営に携わる責任者として次の役員を置き、これを構成員として、部の運営および維持管理を目的とした役員会を設置する。部長、副部长、会計係、渉外係、その他部会の求めにより設置される役職。
- 第八条 役員の変更は役員会における推薦並びに、部長の承認により行われるものとする。
- 第九条 役員の任期は四月一日より翌年三月末日までの一年とする。ただし、部長、副部长をのぞく留任および兼任は妨げないものとする。

第四章 部会

- 第十条 部会は最高議決機関であり、年2回以上、部長がこれを開くことを得る。
- 第十一条 部会は全部員の1/3の出席を以て成立する。
- 第十二条 議決は出席者の過半数を以て行う。

第五章 班

- 第十三条 班とは、コンピュータに関するある特定の分野の技能向上およびそれを通じた相互交流を目的とし、班長を代表とする当部の有志により構成される組織である。
- 第十四条 班は、部会による議決により、設置および解散される。
- 第十五条 班長は、原則として月に一度、参加者を募り、班活動を行うものとする。
- 第十六条 班長の変更の方法は各班によるものとし、部長の承認によって成立する。

第六章 財政

第十七条 会計年度は、四月一日より、翌年三月末日までとする。

第十八条 外部の組織から一定の条件を持って寄付される資金を援助金と呼ぶ。ただし、その条件により部の第二条の目的が損なわれぬよう十分に配慮する。

第十九条 当部の運営経費は、入部金、部費、援助金、その他を以てこれに充てる。

第二十条 入部金、部費、援助金の運用方法は、部会において決定される。

第二十一条 部員は所定の部費を前期と後期の二回にわたって、納入するものとする。

第二十二条 会計係は部会において会計報告を行い、部会の会計監査を受けるものとする。

第七章 入部・退部

第二十三条 当部への入部は部長への申告および学生証の提出を以て行う。

第二十四条 当部への入部に際し、所定の入部金の納入を必要とする。

第二十五条 当部からの退部は部長への文章による届け出を以て行う。

第八章 除名

第二十六条 当部は部会の決議により、次の各項に該当するものを除名できる。

一、部費を滞納したもの

一、当部の名誉を著しく傷つけたもの

一、当部の発展に対して障害となるとみなされたもの、その他

第九章 部長の解任

第二十七条 部長が次のいずれかに該当する場合、部員は部長の解任の是非を問うためにのみ臨時部会を開き、その議決を以て部長を解任できるものとする。

一、心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認めるとき

一、当規約に違反し、引き続き職務を行うことが適当でないと認めるとき

一、当部員の 2/3 以上の署名による申し出があったとき

第二十八条 前条により部長が解任された場合、部長が空席の間、副部長がその代理を務めるものとする。

第十章 補則

第二十九条 規則改正は、部会の出席者の 2/3 以上の賛成を要する。

第三十条 当規約は平成二十三年五月十三日より施行する。